

第7章

知的財産の  
保護

REGISTER

LAW

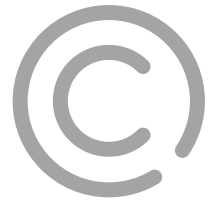
PROPERTY

**COPYRIGHT**

IDEA

LICENSE

PATENT



## 1. 知的財産の保護

- 1.1 特許
- 1.2 商標
- 1.3 工業デザイン
- 1.4 著作権
- 1.5 半導体集積回路のレイアウト・デザイン
- 1.6 地理的表示
- 1.7 知的財産(IP)価値評価
- 1.8 IP融資
- 1.9 IP権マーケットプレイス

# 知的財産の保護

## 1. 知的財産の保護

マレーシアの知的財産制度の管轄機関は、国内取引・消費者省の下位機関であるマレーシア知的財産公社（MyIPO）である。マレーシアにおける知的財産の保護は、特許、商標、工業デザイン、著作権、地名の表示、半導体集積回路のレイアウト・デザインなどを対象としている。マレーシアは、世界知的所有権機関（WIPO）の参加国であり、上記の知的財産権を管理するパリ協定とベルン協定に調印している。

さらにマレーシアは、世界貿易機関（WTO）の賛助により合意された「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）」にも調印している。マレーシアは、国内外の投資家に対して十分な保護を提供している。マレーシアの知的財産法は、世界基準に合致し、TRIPS委員会によって定期的に見直されている。

### 1.1 特許

マレーシアにおける特許保護は、1983年特許法および1986年特許規則により定められている。申請者がマレーシア定住者か居住者の場合は、本人が直接特許を申請することができる。外国人が申請する場合は、マレーシアの登録弁理士が申請者の代理として申請しなければならない。

他国での場合と同様に、マレーシアにおいても新規で創意に富み、工業利用が可能であれば、発明も特許の対象となる。TRIPS協定に基づき、特許法は、申請出願日から20年間の保護期間を設定している。また同法により、実用新案に対しては、申請出願日から最初の10年間の保護期間が与えられ、利用状況によりさらに5年間ずつ2回延長することが可能である。特許所有者には、特許を受けた発明を利用し、特許権を供与あるいは譲渡し、使用ライセンス契約を締結する権利がある。ただし、強制実施権や並行輸入などは、特許に関する例外が適用される。

### 1.2 商標

商標保護は、1976年商標法と1997年商標規則に基づき定められている。

この法律は、マレーシアにおける登録商標やサービス商標を保護する。商標が登録されると、商標の所有者が承認されたユーザー以外の個人や企業は、その商標を使用できない。違反者に対しては侵害訴訟を起すことができる。商標の保護期間は10年で、その後は10年ごとの更新が可能。商標やサービス商標の所有者には、商標の売買や譲渡を行う権利や、使用許可を与える権利がある。

特許の場合と同様、マレーシア国内申請者は、本人が直接申請書を提出できるが、外国人申請者は登録された商標事務所を通して提出しなければならない。

### 1.3 工業デザイン

マレーシアにおける工業デザインの保護は、1996年工業デザイン法と1999年工業デザイン規則に基づき定められている。この法律により登録された工業デザインは、個人の財産とみなされ、権利の譲渡や移転が可能とである。

登録されるためには、工業デザインは新規のものでなければならない。単なる機能上の建築方法ないし設計方法は対象にならない。さらに、対象となる物品のデザインは、その物品が必須部分を構成するその他の物品の外観に依存するデザインであってはならない。

マレーシア国内申請者による登録申請は、申請者個人、または認可工業デザイン代理人により提出することができる。ただし、外国人申請者の場合は、認可工業デザイン代理人を通して提出しなければならない。登録された工業デザインの最初の保護期間は5年で、その後に5年間の更新が4回可能となり、合計保護期間は25年となる。

マレーシアは1996年工業デザイン法を改定し、2013年7月1日に施行した。改定には、世界的な新案商品、保護期間の延長、知的財産ジャーナル・システムの導入、工業デザインの貨幣化や証券化に関する規定などが含まれる。

### 1.4 著作権

著作権の対象となる作品は、1987年著作権法により、包括的な保護を受ける。同法は、著作権の対象となる作品（コンピューター・プログラムを含む）の内容、保護の範囲、保護の方法を規定している。条件を満たした著作者による、著作権保護の対象となるあらゆる作品に著作権がある。

文学、音楽、芸術作品の著作権の保護期間は、作者の生存期間および死後50年間である。音響録音、放送、映画などの著作権の保護期間は、最初に発表または制作された時から50年間となる。

さらに同法は、実演の際の諸権利に対しても、初めて上演された、または録音された年の翌年から50年間の保護を提供している。

同法律の特徴は、法律の強制執行権の規定が含まれていることである。2003年10月1日に施行された改定1987年著作権法は、国内取引・消費者省（MDTCA）の執行官に逮捕権（無令状逮捕を含む）を与えている。このMDTCAの特別チームは、著作権法実施のために任命され、著作権を侵害している複製品を保有するとの嫌疑がある建物に立ち入り、著作権を侵害している複製品や考案品を捜索し、没収する権限が与えられている。

2012年（改定）著作権法は、2012年3月1日に施行された。同法は、技術の発展と、著作権に関連する権利についての国際的な知的所有権会議／協定に準拠するよう改定された。主な改定項目は、著作権の任意届出制度、著作権管理団体（CMO）に対する規制、著作裁判所の機能拡張など。2012年6月1日から、著作権の所有者は、マレーシア知的財産公社（MyIPO）で任意届出枠に申請することができる。著作権管理団体（CMO）もMyIPOで登録可能。

### 1.5 半導体集積回路のレイアウト・デザイン

2000年半導体集積回路レイアウト・デザイン法は、当該デザインの創造性や、創造者自身の発明であり、自由な発想に基づく設計であることを条件に、集積回路のレイアウト・デザインに対する保護を定めている。集積回路のレイアウト・デザインに登録制度はない。

保護期間は、商業利用開始日から10年で、商業利用されない場合は、作成日から15年間である。また、同法で認められている権利が侵害された場合、所有者が訴訟を起すことも認められている。また、譲渡、許可、遺言、法の執行によって、同権利の部分または全体を移転することができる。

同法は、TRIPS協定に準拠して施行され、マレーシアの電子産業分野への投資家に保証を提供し、マレーシアにおける技術的成長を促すものである。

### 1.6 地理的表示

2000年地理的表示法は、商品の品質、評判またはその他の特性が本質的にその地理的起源により決定づけられる場合に、生産地の名前になぞらえられた商品を保護するものである。この保護は、天然物または農産物、もしくは手工芸品または工業製品などの商品に適用される。公序良俗に反する地名表示は、この法律によって保護されない。

マレーシア国内の申請者は、本人が直接、または認可された地理的表示代理人を通じて登録出願を提出できる。ただし、外国人申請者は、認可された地理的表示代理人を通じて出願を提出しなければならない。保護期間は10年で、その後は1回につき10年間の更新が可能。

知的財産公社(MyIPO)で、特許、商標、工業デザイン、地理的表示のオンライン検索と登録サービス、ならびに著作権作品の届出のオンライン検索ができる。知的財産保護に関する詳細情報は以下を参照。[www.myipo.gov.my](http://www.myipo.gov.my)

### 1.7 知的財産 (IP) 価値評価

IP価値評価モデルと共に、スイスのベルン大学にある世界貿易研究所（WTI）の協力のもと、知的財産価値評価訓練プログラムが作られ、2013年3月7日から、先駆者となるグループへの訓練にこのプログラムが使用され始めた。国内のIP価値評価人を利用できることは、融資や貸付のために価値評価を提供するに当たり、外国人のIP価値評価人を指名する際の費用や複雑性を軽減し、結果として、中小企業やIP所有者がIP価値評価を受けやすくなる。ひいては、エコシステム全体に活気を与えることになる。

### 1.8 IP融資

国内の中小企業の競争力を向上し強化するための国家の総合的な戦略の一環として、MyIPOは、業界内のさまざまなステークホルダーとキープレイヤー、とくに資金の貸し手と金融機関と協力し、中小企業の貸付を確保する条件となる担保の一部に中小企業の知的財産権を充当し、それに基づく融資を提供することで、金融商品および貸付商品を拡大するようにしている。

### 1.9 IP権マーケットプレイス

IPエコシステムの強化に向けた総合的な推進活動の一環として、IPの健全な需要と供給を確保することは、IPやその他の形態のノウハウや無形資産の創出に対する継続的な投資を促すうえで、非常に重要である。MyIPOは、特許の登録や販売を希望するIP所有者にとってのアクセスと透明性を向上するために、IP権マーケットプレイスという試験的プラットフォームを開発し、運営を開始した。このポータルは、IP所有者が、IPを周知させ、潜在的な被許諾者や購入者にアクセスするうえで直面する困難に対処するために作られた。このプラットフォームを活用して、MyIPOは、国内のIP権の範囲を拡大するために、香港、シンガポール、複数の中国の地方におけるIPマーケットプレイスと戦略的なパートナーシップを締結した。近い将来、このネットワークに、世界中からより適切なマーケットプレイスが増設される予定である。

IPマーケットプレイスに関する詳細情報や参加方法については、以下を参照。[www.iprmarketplace.com.my](http://www.iprmarketplace.com.my)